

# 台風等異常気象時における登下校について

## 暴風警報が発令されたとき

- (1) 登校前、尾張旭市を含む愛知県に「暴風警報」が発令されていたら、登校しない。  
(自宅待機)
    - ① 午前6時30分までに警報が解除された場合は、平常通り登校する。
    - ② 午前6時30分～11時の間に警報が解除された場合は、家で昼食をとって、5時間目に間に合うように登校する。(午後1時30分までに登校する。)
    - ③ 午前11時以降警報が継続されている場合は、登校しない。(休校)
  - (2) 在校中に警報が発令された場合
    - ① 授業を中止し、速やかに帰宅する。(一斉下校)
    - ② 但し、通学路の通行が危険な場合や帰宅が困難な場合は、下校が可能になるまで校内に待機させる。
- ※ 必要に応じて、H&Sにて連絡します。

## 警戒レベル4以上または特別警報（以下「特別警報等」）が発令されたとき

- (1) 登校前、尾張旭市を含む愛知県に「特別警報等」が発令されていたら登校しない。  
解除後も、学校から連絡(メール等)があるまでは登校しない。
- (2) 在校中に特別警報等が発令された場合は、授業を直ちに中止し、学校での状況判断により、「学校待機」または「保護者への引き渡し」のいずれかを行う。なお、学校待機中に、解除されても、安全が確認されるまでは学校待機とする。

- \* その他の警報及び注意報の発令時については、平常通り授業を行う。
- \* 特別警報については、下の気象庁ホームページをご覧ください。  
<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/>
- \* 在校中に暴風警報・特別警報等が発令された場合は、生徒への対応を連絡アプリ等で連絡いたします。学校は安全確保第一で対応しますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

## 保護者の皆様へのお願い

- ◎ 保護者への引き渡し(特別警報発令等の場合)  
引き取りの保護者の方は、地震の場合は徒歩で運動場へ、台風等の場合は徒歩または自家用車で体育館へお迎えをお願いします。
- ◎ 危険箇所の通報  
道路の冠水、河川の氾濫、電線の切断、塀・石垣の倒壊、火災発生等、生徒が通行するのに危険と思われる状況がある場合、その旨を学校へ連絡してください。

(お問合せ先：西中学校 教頭 Tel.0561-54-1191)